

基地周辺共同受信区域の対応

暫定的な対応

共同受信から送信

市は、今年12月までに基地周辺共同受信施設の設置区域全域で、暫定措置として既存の共同受信施設を利用したミッドバンド方式による地デジ放送の送信を予定しています。

なお、現在のアナログ放送についても、平成23年7月24日まで共同受信施設からの送信を継続します。

ミッドバンドでの受信

共同受信施設からのミッドバンド方式で地デジ放送を視聴する場合は、CATVパススルー対応の地デジ対応テレビまたはチューナーの設置が必要です。

また、増幅器を設置しているときは、取替が必要となる場合もあります。詳しくは購入店などにお問い合わせください。

【周波数帯とテレビチャンネル】

周波数帯	VHF	ミッドバンド	VHF	スーパーハイバンド	UHF
テレビチャンネル	1～3チャンネル	C13～C22チャンネル	4～12チャンネル	C23～C63チャンネル	13～62チャンネル

※ミッドバンド方式とは、現在の共同受信施設を部分改修して、VHF電波の3チャンネルと4チャンネルの間にある空きチャンネル（ミッドバンド帯域）を利用して、各家庭に地上デジタル放送を送信するものです。

※注1 受信障害が解消される区域の決定について

基地周辺共同受信施設設置区域の中で、地デジ放送により受信障害が解消される区域とされない区域との区域分けは、国との協議中のためまだ確定していません。この区域分けは、決まりしだい広報ちとせでお知らせします。

地デジで受信障害が解消する区域では

アンテナの切替

地デジ放送により受信障害が解消する区域の共同受信施設は、アナログ放送終了後一定の期間の後、計画的に撤去します。

テレビ放送を視聴するには共同受信施設から個別アンテナへの切替が必要です。

切替費用の助成

アンテナなどの受信設備の設置は、受信者の自己負担で行うことが、原則になっています。

市は、アンテナ設置の促進や市民の皆さんの負担軽減のために、個別アンテナを設置する猶予期間を設けます。また、共同受信施設から個別アンテナへの切替を行う方に設置費用の2分の1程度の助成を予定しています。対象区域や基準日、上限額など、助成の条件は、決まりしだい広報ちとせでお知らせします。

なお、この基準日以前に設置された方は助成対象になりません。

解消しない区域では

引き続き共同受信で

地デジ放送でも受信障害が解消されない区域では、引き続き共同受信施設から地上デジタル放送を送信します。

そのため、各家庭で個別アンテナを設置する必要はありません。

●記事の詳細 建設部営繕課主査（建築耐震・地デジ計画担当） ☎(24) 3 1 3 1 内線 3 7 5